

# 権利保護保険(弁護士保険)の 新たな展開 「Mikata」&「弁護のちから」

法律相談センター運営委員会 副委員長 鶴田 信一郎 (47期) ●Shinichiro Tsuruta

## 1 権利保護保険(弁護士保険)の紹介

皆さん、交通事故に関する弁護士保険はご存じでしょうか。弁護士会のLAC(リーガル・アクセス・センター)名簿に登録されている先生方であれば当然ご存じのはずですが、LAC名簿に登録されていない方でも依頼者から交通事故相談を受け、保険会社の弁護士保険(弁護士費用を保険会社が填補する保険)を使って、依頼者の弁護士費用の負担なしで訴訟等を受任された先生方もいらっしゃるかと思います。このように、交通事故に関しては弁護士保険が相当程度普及しており、被害者の権利救済に大いに貢献してきたのです。

近時、この交通事故に関する弁護士保険以外に、他の分野にも適用可能な弁護士保険が登場してきました。皆さん、プリベント少額短期保険(株)の保険商品名「Mikata」と損害保険ジャパン日本興亜(株)の「弁護のちから」という名称をお聞きになったことはありませんか。この2社以外にも弁護士保険を取り扱っている損害保険会社はあるのですが、この2社は日弁連と協定を締結し弁護士保険の普及に努めていることから、ここに挙げさせていただきます。

## 2 新しい弁護士保険の内容

ここでは、新しい弁護士保険である「Mikata」と「弁護のちから」の主要な内容についてご説明いたします。

### 1. 「Mikata」

(1) 自動車保険や傷害保険の特約ではなく単

体保険である。

- (2) 一部を除き基本的に民事事件全般が対象。
- (3) 法律相談料と着手金の一部が保険対象(依頼者の免責部分あり)。報酬は保険対象外。
- (4) 被保険者が保険会社に請求する方式。

### 2. 「弁護のちから」

- (1) 企業が団体契約で加入している傷害保険、医療保険等の付帯特約。単体保険ではない(個人だけでは加入できない)。
- (2) 対象は以下の6つのトラブルに限る(国内法に基づき解決する紛争に限る)。
  - ①被害事故に関するトラブル(ケガを負わされた、物を壊された、盗まれた、詐欺にあった等のトラブル。交通事故を除く)。
  - ②人格権侵害に関するトラブル(不当な身体拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシー侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより精神的苦痛を被ったトラブル)。
  - ③借地または借家に関するトラブル(賃借人側に限る)。
  - ④遺産分割調停に関するトラブル(遺産分割または遺留分減殺請求に関して調停や訴訟になったトラブル。遺産分割等について調停を行う必要がある)。
  - ⑤離婚調停に関するトラブル(婚姻関係解消のため調停や訴訟になったトラブル。離婚調停を対象とし、養育費請求調停や面会交流調停単独の申立は対象外。離婚

調停に付随すれば対象となる。離婚後の養育費請求調停等は対象外)。

- ⑥労働に関するトラブル(オプションの特約がセットされている場合のみ対象。賃金不払、解雇、退職勧奨、人事異動、労災、職場におけるいじめや嫌がらせによる精神的苦痛その他労働条件に関するトラブル)。

※①、②、③、⑥は被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被った場合も対象。

- (3) 法律相談料(5万円、10万円より選択、自己負担1000円)が補償。

着手金、報酬金、手数料、諸経費(印紙代、謄写料等)が補償(保険金額100万円、200万円、300万円より選択、自己負担10%)。

- (4) 保険会社へ直接請求可能。

### ③ 弁護士保険加入に関する確認

皆さんが法律相談や事件を受任する際には、依頼者が弁護士保険に加入しているかを確認する必要があります。何故なら、依頼者が弁護士保険に加入していることの確認を怠って後に弁護士保険に加入していたことが判明すると、依頼者が負担しなくてもよい弁護士費用を負担したことになり弁護過誤となる危険があるからです。「知らなかった」では済まされません。

ですから、弁護士は法律相談等の際、「何か保険に入っていないませんか?」と聞くことが必要です。依頼者が保険加入の事実を忘れている、または認識していない可能性がありますので確認の作業が必要なのです。特に、「弁護のちから」は団体保険ですので、依頼者に会社に確認してもらうようサポートしてください。

また、依頼者が弁護士保険に加入していることが分かった場合、その保険の内容や補償対象の確認をする必要があります。特に、弁護士保険では依頼者の自己負担分がありますので、自己負担に関する説明を怠ると依頼者とトラブルになる危険があります。「弁護士保険=依頼者の自己負担あり」と覚えておいてください。そうすれば依頼者とのトラブルを回避できます。

### ④ 弁護士保険を使つての弁護活動に関する注意

弁護士保険は弁護士費用を保険会社が負担することになりますので、弁護士が過剰な請求を行う弊害が生じる可能性があります。例えば、交通事故に関するLAC案件では、数万円の物損事故であるにもかかわらず、タイムチャージ2万円の計算で100万円を上まわる弁護士費用を保険会社に請求しているケースがありました。また、同じく交通事故に関するLAC案件で、勝訴した損害賠償請求金回収の見込みが厳しいにもかかわらず、預金口座調査の名目で弁護士照会を何度も使って照会を繰り返し、タイムチャージを意図的に加算するというケースもありました。これらのケースでは、弁護士保険適用外の受任事件であれば、不必要あるいは不相当な弁護活動を計上しタイムチャージを稼いでいるのです。我々弁護士は猛省しなければなりません。したがって、タイムチャージで弁護士費用を請求する場合も、弁護士もその限度をわきまえる必要があります。

このような問題のケースを放置するとどうなるでしょうか。依頼者や保険会社の弁護士に対する信頼が失われ、物損事故のような簡裁案件では弁護士に依頼せず、簡裁代理権をもつ司法書士に依頼するという発想も出てくる危険があります。そして、このような過剰請求が指摘されているケースでは、いずれマスコミに取り上げられ弁護士と弁護士会が社会的批判の対象になることは明白です。したがって、過剰請求と思われるケースでは弁護士会を挙げての対策が必要です。

ただ、今回ご説明しました弁護士保険は依頼者の自己負担分があり、その面で抑制的な弁護士費用請求になることは期待できます。過剰な弁護士費用を請求すれば依頼者の自己負担分が過剰になるからです。また、保険会社では原則として弁護士費用の上限を(例えば時給2万円の場合・2万円×30時間=60万円)設けていることもあり(「弁護のちから」)、弁護士費用が抑制的になることが期待されます。我々弁護士は自分たちの首を絞めるような過剰請求を慎み、問題解決にあたる必要があります。

ます。

### 5 LAC委員会の新設

新たな弁護士保険は弁護士の活動にとって極めて有用であり、この保険を育てていくことは弁護士会にとっても重要なテーマです。そこで、現在、二弁ではLACワーキンググループを発足し、東京三会とも歩調を合わせ東京三会LACを始動させています。最終的には法律相談センターとは別にLAC運営委員会を新設し、従前の交通事故LACに加え今回の弁護士保険を取扱う組織を立ち上げる予定です。

LAC運営委員会を新設するとしても、その課題は山積みです。弁護士保険のうち「弁護のちから」は専門性が必要な特定分野を取扱うため、担当弁護士の専門性の確保が必要です。その専門性をどうやって確保し、担保するのは弁護士会にとって大きな悩みです。弁護士会の相談では専門性の担保は限られた分野でしか実現していないため、専門性の弱い弁護士をどうやって外していくか、逆に専門性の担保をどうするのかを真剣に考える必要があります。

また、先ほど述べた過剰な弁護士費用の請求をどうやって抑えていくかも、今後弁護士会が取り組んでいくべき課題です。弁護士費用の過剰請求は結果として弁護士会の首を絞めることになるからです。

さらに、弁護士保険が拡大していった場合、その苦情体制を整える必要があります。弁護士人口が拡大する中、弁護士保険適用に関する苦情増加は必至と思われます。二弁には市民相談窓口と法律相談センターの苦情相談がありますが、この2つの苦情受付体制で十分かどうかは議論があります。

どちらにしましても、新設されるLAC運営委員会をサポートしていくことは必要であり、法律相談センター運営委員会も可能な限り努力するつもりですが、法律相談センター運営委員会も多重会務とマンパワー不足のため金属疲労を起こしている状況であり、サポート体制の現実は甘くはありません。

### 6 最後に「弁護のちから」小冊子のご案内

今回の弁護士保険のうち「弁護のちから」を

開発した損害保険ジャパン日本興亜(株)は東京都弁護士協同組合(以下、東弁協と言います)の提携保険会社となっています。そこで、東弁協としましては弁護士保険が弁護士である組合員に対する有益な保険であることから、その周知徹底をすべく「弁護のちから」の弁護士向け解説書(小冊子)を作成しました。

この小冊子には、①弁護士保険の内容、②受任弁護士として関与する場合の注意点、③弁護士保険の有用性、④弁護士保険に関するQ&Aを簡単に説明しております。皆様が弁護士保険のことを知りたい場合に必要最低限の基礎知識を網羅しておりますので、ご活用いただければ幸いです。この小冊子は組合員に配布予定であり、また東弁協の事務局(弁護士会館14階)にも備え置いております。さらに、できるだけ早く東弁協のホームページでも公開する予定です。したがって、「弁護のちから」小冊子を多くの弁護士の方にご利用いただければうれしく思います。



「弁護のちから」の弁護士向け解説書(小冊子)